

一人口の動き一	
3月末現在	
()は2月末との比較	
出生 5人 死亡 0人	
転入 17人 転出 36人	
世帯数 1,277世帯(-2)	
男 2,868人 (+0)-3	
女 2,942人 (-4)-11	
合計 5,810人 (-2)-14	

広報

わしま



交通安全教室



交通指導車登場!!

生かして使おう 石油・電気・水



去る三月二十八日に交通安全指導車が寄贈されました。この指導車は、和島村交通安全協会(80万円)と竹内賢太郎氏(29万8千9百円)から交通安全活動にと村へ寄贈されたものです。村では、さっそく春の交通安全運動から登場させました。今後の活躍が期待されます。

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和55年5月1日
印刷所
(株)第一印刷所

5月の心配ごと相談

日時……6日、15日、26日
午前9時から午後3時まで
場所……福祉センター相談室
内容……生活相談・医療相談
家事相談・児童相談
身障相談・職業相談
その他なんでも

- 融資額 木造住宅(80m²以上)の場合 四百十萬円~四百三十萬円。
- 断熱構造化工事を行う場合 十万円~三十萬円。太陽熱温水器設置工事を行う場合は、十万円の融資額の加算及び老人(65歳以上)等が同居する場合 五十万円から百五十万円の融資額の割増し制度があります。
- 利率 年五・五%
- 返済期間 二十五年以内
- 申込場所 公庫業務取扱金融機関



"お母さん"

はじまりますよ!

五月から月に一回の予定で、総合福祉センターを会場に婦人学級を開設します。この学級は、婦人としての教養の充実、食生活改善、体力づくりを行なうものです。参加希望の方は五月十五日(木)で公民館へ申込み下さい。また、四十名になり次第、開設します。

保健衛生行事

5月

月	5月	種目	対象	時間	場所
19	8日				
月	木曜				
乳児	妊婦検診				
乳児	妊婦				
午後一時半~二時半					

厚生省では、届書に書かれた内容をもとに、人口動態統計を作っています。この人口動態統計は、国勢調査の結果とともに、わが国の人団に關する基礎的な資料として広く利用されています。

昭和五十五年度は、さらに、職業・産業についても調査し、国勢調査の職業・産業別人口をもとに、出生、死亡、死産、婚姻、離婚といった人口動態事象が、職業によってどのような差異があるのかを明らかにするため、人口動態職業・産業別統計を作成します。

人口動態職業・産業別統計の昭和五〇年度の結果をみると、例えば平均初婚年齢は、就業者全体では、夫は二十七・〇歳ですが、これを職業別にみると、農林・漁業関係と販売関係職業は二十七・七歳、事務関係職業は二十六

歳などにありますと、農林・

漁業関係と販売関係職業は二十六



昭和54年度末・55年度初 教職員異動名簿

転入者			
職名	氏名	旧任地	
教諭 教諭 養護教諭	中村 官 国島 純子 谷内 園子	小千谷市立東小千谷小学校 田上町立羽生田小学校 新採用	
校長 教諭 助教諭 助教諭	内藤 益郎 有坂 光也 柳 靖広 常山あつ子	中越教育事務所指導主事 高柳町立石黒小学校 新採用 新採用	
教諭 教諭 講師 主事	加瀬 幸男 大滝美保子 阿部 陽一 斎藤 雪江	中之島村立中之島北中学校 妙高村立豊葦中学校 新採用 出雲崎町立西越小学校	
転出者			
職名	氏名	転出先	
桐島小学校 島田小学校 北辰中学校	教諭 養護教諭 校長 教諭 教諭 教諭 主事	牛木 啓子 広橋知恵子 猪俣八四郎 西条 春治 玉木 孝二 上野 一成 佐藤 正人 高橋 緑	能生町立高倉小学校 採用期間満了 柏崎市立鶴川中学校 三島町立脇野町小学校 中之島村立中之島北中学校 青海町立青海中学校 小国町立小国中学校 退職

村長室の黒板から

和島村長

活躍頑張れ

一を強調し、明るい職場の中で
みんながどの職務でも適材にな
つて欲しいと要望し、あいさつ
とする。

三月二十日 商工会役員

研修会出席。施政方針を述
べ協力を依頼。

二十一日 三月定例議会

日本消防協会より交付を受けた表
彰旗の樹立式を全員参加の下で
開催。

二十四日～五日 桐島、島田小
学校の卒業式。元気良く次の中学
校を目指して巣立つて行きました。

閉会。

会期中提案の全議案につ
いて、原案通り議決を頂く。

初心にかえり効率ある執行
を御約束して御礼の言葉と
する。

二十七日 各保育所卒園式。

二十八日 県庁へ陳情要務。

三十一日 新潟市へ出張。

二十二日 水道企業団協

四月一日 年度始め辞令交付及
びあいさつ。住民サービス、積極

的な事務の開拓。府内の連携ア
レナード

議会。

二十三日 村消防団が、

二日 水道企業団議会。
三四日 庁舎内外の大掃除。

四日 小中学校入学式。保育

所から小学校、小学校から中学
校へとつい先日進学したばかり
なのに見違えるように大きくな
った。服装が動作を規制し、瞳
が明日への伸展を約束するかの
ように輝く。勉強と遊びのけじ
めを希望する。

七日 別掲の通り交通安全指

導車の贈呈が行われる。多謝。

八日 区長会。社協総会。



●和島村.村民運動広場●

○ 陸上競技場	1面	16,901.5m ²
	8 コース	幅10m
		(1 コース 1.25m)
	1 周	200m
	直走路	140m
	砲丸サークル	1面
	砂 場	1面
	高 跳	1面
○ 野球場 (軟式1面)		
	中 堅	110m
	両 翼	90m
	バックネット	H = 10.7m
○ テニスコート		2面

新選挙管理委員会紹介

選挙管理委員会委員の皆様方が四月十五日に任期満了となられ、次の方々が新委員に就任されました。小黒氏と池津氏は責任です。

尚小林武太郎氏と八子広一氏は、二期八年間つとめられ今回退任されることになりましたが、この間のご苦労につきましては、深くお札を申し上げます。

選挙管理委員会委員(敬称略)

小黒 文治(委員長)

池津 有仁(委員長代理)

島崎四八九五
竹内藤与司 下富岡一四〇〇
川瀬 政一 篠田一七八

同補充員

小林 伝助(再任)

島崎四九一六
中島 啓一(再任)

北野一一七二
平沢 熊一 日野浦四一三六
山口 錆一 両高甲三二

村民野球場につぐ屋外運動施設として昨年九月より建設を進めていた村民運動広場がこのほど完工しました。

ず小・中学校のグランドで甘んじて来た人たちにはなによりの喜びだと思います。

新選挙管理委員

正しき一票伸びゆく日本

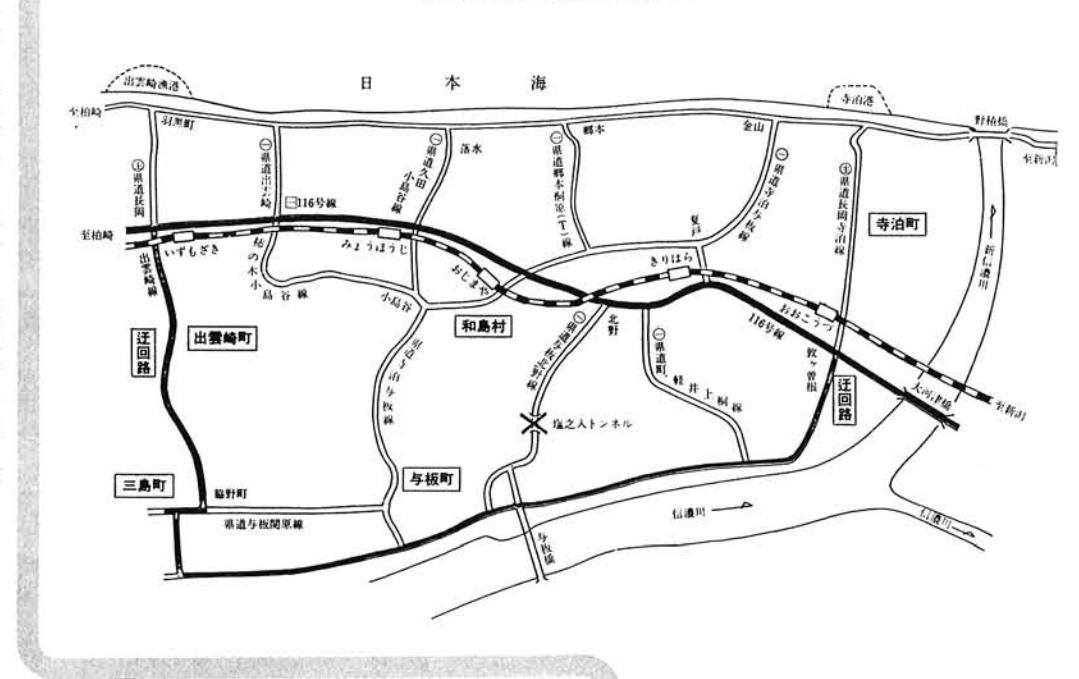
塩之入トンネル工事が再開されます。この間消防署の消防自動車は、地域によって差はありますか迂回路を通るため、約五〇十分遅くなり、次表のようになります。

勿論村の消防自動車は、現場へ急行し消火に当りますが、常に待機している訳ではありませんので、消防機能全体からすれば、消防署の自動車の遅れは、和島村にとつ

て非常に痛いところであります。今でも火事を出ると、ほぼ全焼に近いものになります。新建材の使用や燃え易いものが沢山使われている原因と思われます。

区 分	塩之入 経 由 トンネル	迂回路 経由
上 桐	分 秒 5 30	分 秒 10 40
島 崎	6 00	12 20
村 田	9 30	16 00
根小屋	3 40	12 30

規制区間附近道路図



注意しましょう。

越後交通

バス時刻変更

長岡駅→成沢→与板→小島谷駅

年消防団
新幹部紹介

昭和55年消防団
新幹部紹介

昭和五十五年の消防団新幹部の皆さんを紹介いたします。紙面の都合上副分団長以上の方に望や相談がありましたら、役場消防係若しくは幹部の皆さんに申し出下さい。

区分	氏名	電話	部落
団長	近藤 邦次郎	2046	下町上
副団長	八子 八十吉	2534	上小島谷
訓練部長	池田 弥	2589	北野
技術部長	小林 博	2358	両高
第1分団長	池田 二郎	2373	北野
副〃	小黒 友一	2482	上桐
第2分団長	下村 孝一	2101	下町上
副〃	早川 松夫	2193	川端
第3分団長	佐藤 克己	3188	駅前
副〃	久須美 初男	2613	中小島谷
第4分団長	大矢 徳藏	2849	中沢
副〃	高野 幸英	3229	日野浦
第5分団長	佐藤 新一郎	2210	村田
副〃	小林 繁則	2565	両高

一般県道与板北野線(塩之入トンネル)通行規制

塩之入トンネルの改築工事のため下記のとおり通行規制を行いますので御協力下さい。

1. 場所 新潟県三島郡~~与板町~~^{和島村}塩之巻地内、塩之入トンネル
2. 規制内容 「全面通行止」
3. 規制期間 昭和55年5月6日から昭和55年11月30日
4. 規制時間 昼夜間（終日）
5.迂回路 下図のとおり

国民年金の現況届

国民年金（拠出制の障害、母子、準母子、遺児、寡婦年金）を受けている人は、これまでどおり年金を受けるためには「国民年金受給権者現況届」（現況届）を毎年五月中旬に、役場へ提出しなければなりません。

「現況届」とは、年金受給者とその加給対象者の生存及び生計維持関係の確認を行い、今年度の年金支払いを決める重要な届です。

もし、この現況届が期限の五月三十一日までに提出されないと、社会保険事務所では、『年金を引き続いて支払つてよいかどうかの判断』がつきませんので、現況届が提出されるまでの間、年金の支払

国民年金の現況届はお早目に

一定額以下の個人
得者の非課税の範囲
前年の所得金額が
十七万六千円にそ
の者の控除対象配偶
者及び扶養親族の数
に一を加えた数を乗
じて得た金額以下で
ある者

地方税法等の一部改正に伴い村税条例の一部が四月一日より、次のように改正されました。

村税条例改正

村税条例改正

地方税法等の一部改正に伴い村税条例の一部が四月一日より、次のように改正されました。

(一) 市町村民税

一定額以下の低所

二、個人均等割の税率、七〇〇円を一、〇〇〇円に減へ、五〇〇円に

税率	改 正 前	改 正 後
2%	30万円以下の金額	30万円以下の金額
3%	30万円をこえる金額	30万円をこえる金額
4%	50万円	45万円
5%	80万円	70万円
6%	110万円	100万円
7%	150万円	130万円
8%	250万円	230万円
9%	400万円	370万円
10%	600万円	570万円
11%	1,000万円	950万円
12%	2,000万円	1,900万円
13%	3,000万円	2,900万円
14%	5,000万円	4,900万円

健康よもやま (50)

ぐほど 減らす燃料 増す危険

手をかそり ちっちゃん子供と お年寄り